



履修の概要(学部・専攻科)

HANDBOOK
OF CAMPUS LIFE
SAPPORO CITY UNIVERSITY

1. 修業年限・在学年限（デザイン学部・看護学部）（大学学則第20・21条）

学業を修めるために必要な最少の年数のことを「修業年限」といい、本学では4年とされています。したがって、4年以上在学しなければ卒業することはできません。また、8年を超えて在学することはできません。8年で卒業できなかった場合は、除籍となります。

なお、編入学、転入学、再入学、転学部又は留学を許可された学生の在学年限については、個々に定めています。

2. 学年・学期（セメスター制）（大学学則第17・18条）

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、この学年を2つの学期（前期・後期）に分けています。本学では、短期間に集中して学修することにより教育効果を高める観点から、学期毎に単位認定を行うセメスター制を採用しています。

●前期：4月1日～9月30日 ●後期：10月1日～3月31日

※2026年度後期の授業開始日は、9月28日（月）です。

3. 単位制・卒業要件（大学学則第33・34・47条）

本学では、単位制を採用しており、卒業を認定されるためには本学に4年以上在学し、学部・学科毎に定められた必要単位数を修得しなければなりません。（デザイン学部：124単位・看護学部：126単位）

各授業科目には、授業の開講形態・時間数等により単位数を定めています。学生は、各自の学修に必要な科目を学期の始めに登録（履修登録）し、所定期間その科目の授業を受け、学期末等に行われる試験等に合格することによって、その科目の所定単位を修得することができます。

4. 授業科目（大学学則第31条）

授業科目は、学際教育科目と専門教育科目の2種類に大別しています。さらに、卒業要件との関係で必修科目、選択科目及び自由科目に分類しています。

なお、3年次に進級するにあたっては、原則として2年次までの必修科目の単位をすべて取得している必要があります。

また、デザイン学部において、卒業研究に着手するにあたっては、修得単位についての要件が定められています。

(1)必修科目

学部、学科において、その教育目的を達成するために、修得を義務付けている科目です。合格しない場合は、留年など学生の身分に影響を及ぼす場合があります。

(2)選択科目

学生の自由選択により履修することができる科目です。ただし、区分ごとに決められた単位数を修得してください。

(3)自由科目

卒業単位認定科目以外の科目です。

5. 既修得等単位の認定（大学学則第36・37・38条）

大学又は短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生について、その大学等で履修した単位を教育上有益と認める場合は、本学の授業科目の履修により修得したものと認定を受けることができます。

また、在学中、他の大学等において修得した単位及び大学以外の教育施設等における学修についても、合わせて60単位を超えない範囲で同様に単位を認定される場合があります。

申請期間や方法等の詳細についてはガイダンス等でお知らせしますので、該当する方は所定の手続きをとってください。

6. 成績評価（大学学則第35条・履修規則第12条）

成績の評価は、試験の成績、平常の学修参加の態度等のシラバスに記載された基準・方法に基づき、総合的に評価して判断します。成績の判定基準は次のとおりとし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とし、合格した場合は、所定の単位が与えられます。また、下記のとおり、評語に対応したGP（Grade Point）を定め、GPA（Grade Point Average）を算出します。

標語 (評価)	GP	評点	基準	合否判定
S	4	90～100点	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている	合 格
A	3	80～ 89点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	
B	2	70～ 79点	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	
C	1	60～ 69点	到達目標を最低限達成している	
F	0	0～ 59点	到達目標に達成していない	不 合 格

※GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目のGP} \text{ の和}}{\text{履修登録した各授業科目の単位数の和}}$$

※GPAは、セメスター単位、年間又は累計の各期間で計算し、学生の表彰、履修登録の上限単位数の緩和対象者、履修指導の対象者の決定、授業料減額免除などに使用します。

※GPAは、履修登録・成績確認で使用しているWEBシステムの成績確認画面で確認できます。

※自由科目のGPIは、GPAに算入しません。

※「履修登録した各授業科目の単位数の和」について、不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合の再履修前の不合格評価に係る単位数は、累計のGPAには算入しません。

ただし、セメスター単位又は年間ごとに計算するGPAにはそれぞれ算入します。

※2012～2017年度の入学生及び2014～2019年度の編入学生については、A(90～100点)、B(80～89点)、C(70～79点)、D(60～69点)、F(0～59点)の5段階(A～D合格、F不合格)で評価を行います。なお、GPIはA=4、B=3、C=2、D=1、F=0となります。

7. GPAに基づく学修指導

学修の滞りや支障が認められる学生が、履修計画や学修取組(学修の目標・方法・意欲など)を主体的に改善できるように支援します。前学期のGPAが低かった学生を対象に行います。個人面談方式等により、教務委員会の教員が担当します。

8. 試験(大学学則第34条)

(1) 定期試験(履修規則第11条)

定期試験は、原則として各学期末までに一定の期間を定めて実施します。ただし、授業の担当教員が必要と認めるときは随時試験が行われ、その随時試験をもって定期試験に代えることがあります。試験の方法は、筆記試験のほか、科目によっては、実技試験やレポート提出などにより行われる場合もあります。

また、次の場合には、試験を受けることができません。

- ・履修登録をしていない場合
- ・出席数が、授業科目の授業時間の3分の2に満たない場合
- ・学生証を提示しない場合
- ・試験の開始時間に20分を超えて遅参した場合

なお、定期試験時に学生証を忘れた場合は、事務局で仮学生証の発行を受けてください。

(2)追試験（履修規則第14条）

病気やその他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった場合は、追試験の申請ができます。追試験を受けようとする者は、当該試験を実施した日から原則1週間以内に、「欠席届」に所定の証明書類を添えて事務局に申請してください。

(3)再試験（履修規則第13条）

所定の試験の結果、不合格となった科目については、申出により再試験を受けることができる場合がありますが、再試験により当該授業科目を合格とする場合の評点は60点とします。

9. 看護学専攻科について

(1)修業年限・在学期間（専攻科規則第6・7条）

専攻科の修業年限は1年としています。2年を超えて在学することはできません。

(2)授業科目・履修方法等（専攻科規則第15条）

専攻科の授業科目は全て必修科目となっており、公衆衛生看護学専攻は34単位、助産学専攻は32単位を修得しなければなりません。

各授業科目には、授業の開講形態、時間数等により単位数を定めています。学生は、所定期間その科目の授業を受け、学期末等に行われる試験等に合格することによって、その科目の所定単位を修得することができます。

※専攻科の学年・学期、単位制、成績評価、試験については、学部に準じます。